

機関予防保全設備規則における改正点の解説 (設備の規定の見直し)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている機関予防保全設備規則中，設備の規定の見直しに関する事項について，その内容を解説する。なお，本改正は 2025 年 7 月 1 日から適用される。

2. 改正の背景

本会では，1995 年に状態監視保全を行う船舶を対象に，設備符号 PMM を付与するための規則として機関予防保全設備規則を制定している。当該規則では，状態監視・診断のためのシステム及び保全管理のためのシステムを有機的に結合して機関の総合的な予防保全を行う旨規定している。これは当時の技術とその後の進歩を考慮して規定したもので，状態監視に基づく診断結果の情報が自動的に予防保全計画を更新するような機能を想定していた。

しかしながら，今日多くの場合で，状態監視システム及び予防保全システムはそれぞれ独立したシステムとして開発され，必ずしも有機的に結合するようになっていないことから，関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 状態監視・診断システムと保全管理システムを有機的に結合する旨の記述を，実情に合わせて組み合わせて用いる旨改めた。
- (2) 前述の有機的に結合していることを確認する試験要件を削除した。